

今回のテーマ：雇用調整助成金の手続き方法をさらに簡素化？

Q. 従業員が20人以下の事業所は、雇用調整助成金を行う場合、申請方法が簡素化されたと聞きました。本当でしょうか？また、その他、留意点があれば合わせて教えてください。

A. 現在、雇用調整助成金が、多くの事業所で使用されていますが、手続きに関しては非常に分かりづらいという批判もあり、手続きの簡素化というものが求められていました。厚生労働省も、すでに記載事項の削減により手続き書類の簡素化、全部事項履歴証明書など添付書類の廃止などを行ってきましたが、5月19日には「おおむね20人以下の事業所」に関しては、さらに手続きを簡素化させる処置を行いました。

なお、これにより助成額の算定方式も変更されていることに注意が必要です。この方式の場合の算定方法は、“実際に対象労働者に支払った休業手当額”×助成率です。*今までの助成金の支給額算定方法は、事業所により（誰が休業しても）一定の金額が支給されるやり方です。この新たに提示された方法の場合、休業した人により助成金の額は、変動することになりますので留意してください。

20人以下の事業所においては、手続きをさらに簡素化！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



.....

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！